

文 第 2251 号
平成 23 年 3 月 30 日

各市町村教育委員会教育長 殿
(埋蔵文化財担当課扱い)

宮城県教育委員会
教育長 小林 伸一 (公印)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の
当面の取扱いについて (通知)

このことについて、別添写しのとおり文化庁次長から「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について」の通知がありました。

宮城県教育委員会においては、標記地震に伴う下記復旧工事については、当分の間、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 93 条、第 94 条、第 96 条及び第 97 条の規定による届出又は通知を要しないこととしますので、御了知の上、適切に対応願います。また、併せて関係部署等に周知願います。

記

- この取扱いの対象は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う以下の復旧工事とする。
 - 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧
 - 仮設住宅の建設
 - 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
 - その他緊急を要する復旧工事(別紙)
- この取扱いの終了については、復旧工事の進捗状況等を考慮し、別途通知する。

担 当	宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第一班 天野順陽
電 話	022-211-3684
F A X	022-211-3693
メー ル	amano-ma566@pref.miyagi.jp

(別紙)

その他緊急を要する復旧工事については、以下の復旧工事を想定している。

- ①耕作地、溜め池、水路等の農業関連施設の復旧
- ②津波による土砂等の撤去及び整地
- ③仮設の校舎・事務所等の建設
- ④仮設の道路・上下水道・電話柱・電気柱等の建設
- ⑤仮土葬に係る掘削等

なお、上記①～⑤以外で、緊急を要する復旧工事か判断が難しいものについては、宮城県教育委員会と協議願います。

(別紙)

その他緊急を要する復旧工事については、以下の復旧工事を想定している。

- ①耕作地、溜め池、水路等の農業関連施設の復旧
- ②津波による土砂等の撤去及び整地
- ③仮設の校舎・事務所等の建設
- ④仮設の道路・上下水道・電話柱・電気柱等の建設
- ⑤仮土葬に係る掘削等

なお、上記①～⑤以外で、緊急を要する復旧工事か判断が難しいものについては、文化財保護課と協議願います。

(別記 送付先)

(案1)

【県内市町村】

仙台市を除く県内各市町村教育委員会教育長（文化財担当課扱い）

(案2)

【政令市】

仙台市教育委員会教育長（文化財課扱い）

(案3)

【宮城県関係機関の長】（各部局主幹課扱い）

各部局長

（総務部、企画部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農林水産部、
土木部、出納局、企業局、病院局）、

教育委員会教育長→各課（室）長あてに修正 110408

警察本部長

(案4)

【国の機関等の長】 94条

国土交通省東北地方整備局	980-8602	仙台市青葉区二日町 9-15
農林水産省東北農政局	980-0014	仙台市青葉区本町 3-3-1
東日本電信電話株式会社宮城支店	984-8519	仙台市若林区五橋 3-2-1
東日本高速道路株式会社東北支社	980-0021	仙台市青葉区中央 3-2-1

(案5)

【主要な民間会社の長】 93条

東日本旅客鉄道株式会社仙台支社（取締役仙台支社長）

980-0022 仙台市青葉区五橋 1-1-1

東北電力株式会社（取締役社長）

980-0014 仙台市青葉区本町 1-7-1

東北電力本店ビル

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社

980-0011 仙台市青葉区上杉 1-1-2

KDDI株式会社仙台エンジニアリングセンター

980-0014 仙台市青葉区本町 2-15-1

ソフトバンクモバイル株式会社
(代表取締役社長兼CEO)

105-7316 東京都港区東新橋 1-9-1
東京汐留ビルディング